

練馬区戸建住宅等耐震改修工事実施設計仕様書（非木造編）

平成 19 年 3 月 30 日

18 練都建第 830 号

改正 平成 23 年 4 月 1 日

22 練都建第 1646 号

（趣旨）

第 1 この仕様書は、練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成要綱（以下「戸建住宅要綱」という。）または練馬区民間建築物耐震改修工事等助成要綱（以下「民間建築物要綱」という。）に基づく耐震改修工事の実実施設計業務において、非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造またはこれらに類する構造をいう。）の場合の必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第 2 この仕様書の適用については、つぎのとおりとする。

1 鉄骨造

ラーメン構造およびブレース構造の建築物に適用する。

2 鉄筋コンクリート造

ラーメン構造および壁式鉄筋コンクリート造の建築物に適用する。

3 適用除外

建築基準法（昭和 25 年法律第 205 号）旧第 38 条の認定を受けた建築物には適用しない。

（業務内容）

第 3 業務の内容はつぎのとおりとする。

1 耐震改修工事の実実施設計の実施

次に掲げる方法で耐震診断を実施する。

（1）鉄骨造

財団法人日本建築防災協会発行「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築

物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（1996）」に基づき実施する。

(2) 鉄筋コンクリート造

財団法人日本建築防災協会発行「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説 2001 年改定版」に基づき実施する。

2 耐震計画評定等

(1) 戸建住宅

1 に規定する耐震改修工事の実施設計の完了後、戸建住宅要綱第 15 条に規定する耐震計画評定を受け、同条第 5 項の戸建住宅耐震計画評定結果報告書（適合）を取得する。なお、同報告書（適合）を取得できない場合は助成金が交付されない。

(2) 民間建築物

1 に規定する耐震改修工事の実施設計の完了後、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、以下「耐震改修促進法」という。）第 8 条第 3 項に規定する計画の認定または東京都が「建築物の耐震改修計画の技術評定に係る専門機関」として協定を結んでいる第三者機関による技術的評価を取得する。なお、取得できない場合は助成金が交付されない。

3 耐震計画評定申請書等の作成

2 (1) に規定する耐震計画評定を受けるに当たり、戸建住宅耐震計画評定申請書等をつぎのとおり作成する。なお、2 (2) に規定する計画の認定を受ける場合は、練馬区環境まちづくり事業本部都市整備部建築審査課構造係の指示によるものとする。

(1) 要綱第 7 号様式「戸建住宅耐震計画評定申請書」

(2) 案内図

(3) 現場調査表（耐震診断用）

(4) 内壁仕上げ表

(5) 平面図

- ・ A3 サイズとする。
- ・ 縮尺は 1/50、ただし A3 サイズに入らない場合は 1/100 とする（戸建住宅の場合は 1/60 とする）。
- ・ 補強前の壁と補強する壁が区別できるように記入する。

- ・補強前の壁の仕様および補強する壁の仕様を記入する。
- ・補強する壁には通しの壁番号を記載する。
- ・壁の調査位置および柱の倒れ測定位置などを記入する。
- ・(9)に規定する写真の撮影位置および方向を記入する。
- ・建築基準法第42条第2項の道路の後退線、同法第42条1項5号の規定に基づく位置指定道路の後退線および同法第43条第1項ただし書許可運用基準に基づく通路の後退線（隅切り部含む）から建築物等（門・塀および擁壁を含む）が突出している場合は、その部分を明示の上、耐震改修工事完了までに後退または除却することを記入する。

(6) 耐力壁および柱の位置図

- ・A3サイズとする。
- ・縮尺は1/100とする。

(7) 構造計算書

- ・練馬区戸建住宅等耐震診断仕様書（非木造編）による。
- ・補強前の計算書一式と補強後の計算書一式を作成する。
- ・補強箇所の表示はカラー表示とする。
- ・補強コメントの欄には、補強主旨および補強の考え方などを記入する。

(8) 写真

- ・外観写真および内観写真についてはそれぞれ2枚以上とする。
- ・床下、1階天井裏、小屋裏、破壊調査箇所についてはそれぞれ1枚以上とする。

(9) 練馬区戸建住宅簡易耐震診断実施要綱に基づく簡易耐震診断を実施した場合は、簡易耐震診断報告書一式。

4 耐震改修工事の実設計図書の作成

1に規定する耐震改修工事の実設計により、つぎの図書を作成する。

- (1) 3(2)から(8)までの図書
- (2) その他必要な図書

(関係法令の遵守)

第4 第3に規定する業務の実施に当っては、関連する法律および条例等を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第5 第3に規定する業務で取り扱う個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、練馬区個人情報保護条例に従い適切に管理しなければならない。

整理番号：

平成.....年.....月.....日

練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成要綱準拠
練馬区民間建築物耐震改修工事等助成要綱準拠

委託契約書

この契約の証として本書二通を作成し、両者が記名押印しそれぞれ一通を保有する。

委託者（甲） 住 所：

(電話番号：))

氏 名： ⑩

受託者（乙） 住 所：

(電話番号：))

氏 名： ⑩

件 名			
所在地			
業務内容	耐震診断+実施設計	耐震診断	実施設計
構造	木造 ()	鉄骨造	鉄筋コンクリート造 その他
用途		建築確認	昭和 年 月 日
階数	地上 地下		第 号
建築年月	昭和 年 月 日	設計図書	有 無
延べ面積	m ²	増築の有無	
契約期間	業務委託契約成立のときから 日間 (平成 年 月 日まで)		
契約金額	¥ (うち取引に係る消費税額 ¥)		
支払い	業務着手時 ¥	業務完了時 ¥	
特記事項	別紙仕様書による		